

第 7 期 決 算 公 告

平成28年6月24日

東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル4階
株式会社 S B J 銀行
代表取締役社長 晋 玉童

貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	111,194	預金	481,659
現金	3,651	当座預金	342
預け	107,542	普通預金	42,016
コ ー ル ロ ー	3,370	通知預金	2,931
有 価 証 券	22,821	定期預金	428,434
国債	9,109	定期積金	2,276
社債	225	その他の預金	5,657
株	4	借入金	20,183
その他の証券	13,483	借入金	20,183
貸付金	364,810	外国為替	1,939
手形貸付	24,352	外国他店預り	1,663
証書貸付	333,876	外国他店借	276
当座貸越	6,581	その他の負債	5,187
外 国 為 替	44,196	未決済為替	93
外国他店預け	6,229	未払法人税等	1,677
外国他店為替	35,443	未払費用	2,590
取立外国為替	2,523	前受収入	216
その他の資産	2,839	給付補てん備	10
未決済為替	87	金融派生商品	47
前払費用	56	その他の負債	550
未収収入	998	賞与引当金	84
金融派生の資産	772	退職給付引当金	161
その他の資産	924	支払承諾	3,731
有形固定資産	820	負債の部合計	512,946
建物	678	(純資産の部)	
土地	31	資本	15,000
その他の有形固定資産	110	資本剰余金	15,000
無形固定資産	48	資本準備金	15,000
ソフトウェア	48	利益剰余金	7,735
その他の無形固定資産	0	その他の利益剰余金	7,735
繰延税金資産	99	繰越利益剰余金	7,735
支払承諾	3,731	株主資本合計	37,735
貸倒引当金	△ 3,223	その他の有価証券評価差額	26
		評価・換算差額等合計	26
		純資産の部合計	37,761
資産の部合計	550,708	負債及び純資産の部合計	550,708

損益計算書 (平成27年4月 1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	13,527
資金運用収益	9,640
貸出金利	7,924
有価証券利息配当	289
コールローン利息	34
預け金利息	799
その他の受入利息	592
役務取引等収益	2,948
受入為替手数料	370
その他の役務収益	2,577
その他の業務収益	15
外国為替売買	-
国債等債券売却	15
その他の経常収益	922
債権取立	12
株式等売却	-
その他の経常収益	910
経常費用	7,355
資金調達費用	2,567
預金利息	2,449
コールマネー利息	2
借入金利息	115
役務取引等費用	451
支払為替手数料	71
その他の役務費用	379
その他の業務費用	6
外国為替売買損	6
営業経費用	4,328
その他の経常費用	2
その他の経常費用	2
経常利益	6,171
税引前当期純利益	6,171
法人税、住民税及び事業税	2,029
法人税等調整額	57
法人税等合計	2,087
当期純利益	4,084

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～53年

その他 3年～20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。自社用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積り、予想損失額に相当する額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は373百万円、延滞債権額は2,489百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,844百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。）に該当しないものであります。

3. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,707百万円であります。

なお、上記1. から3. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,443百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	9,109	百万円
手形貸出金の約束手形	1,351	百万円

また、その他の資産には、保証金 360 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係わるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係わる融資未実行残高は、10,741 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが7,407 百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 817 百万円
8. 関係会社に対する金銭債権総額 53,066 百万円
9. 関係会社に対する金銭債務総額 14,807 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | | |
|---------------|-----|-----|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 553 | 百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 125 | 百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | | |
|---------------|----|-----|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 87 | 百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 9 | 百万円 |
2. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

属性	会社名	住所	資本金 (億ウォン)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金 額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
親会社	新韓 銀行	大韓 民国	79,280	銀行業	100%	-	資金取 引等の 相手方	預け金	48,041	預け金	27,330
								利息の受取	457	未収金	596
								外国為替 利息の受取	30,661 394	外国為替 未収収益 前受収益	24,879 70 8
								借入金	14,497	借入金	13,005
								利息の支払	87	未払費用	15

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注2) 預け金、外国為替、外国他店借、借入金取引金額は平均残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,000,000	-	-	30,000,000	-
合計	30,000,000	-	-	30,000,000	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、主に、法人及び個人向けのローン事業、有価証券運用、親銀行向けの預け金運用を行っております。これらの事業を行うために、個人預金を中心とした資金調達、銀行借入により資金調達を行っております。なお、資産及び負債の総合的管理を行いリスク諸要因に留意した管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産のうち、貸付金については、国内の法人及び個人向けに行っており、それらの債権が予定通りに返済されない等による信用リスクに晒されています。有価証券運用については安全性や流動性を重視した運用方針のもと、債券などを保有しております。これらは信用リスクとともに、発行体の信用状態や金利の変動による市場価格の変動リスクに晒されています。親銀行向けの預け金については、主に親銀行の信用リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度、内部格付、担保や保証の設定、事後管理などの体制整備を行い運用しております。また、有価証券の発行体リスクに関しては、信用情報などを定期的に確認し管理をしております。これら信用リスクに関する管理内容はリスク管理委員会へ定期的に報告をする体制をとっております。

②市場リスクの管理

当行は、資産及び負債の総合的管理により金利リスクを管理し、経営委員会へ資産及び負債の金利や期間を報告する体制をとっております。また、リスク管理・コンプライアンス部において金利感応度分析等のモニタリングを行い、リスク管理委員会へ報告する体制をとっております。当行の主要なリスク変動である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預け金」、「預金」、「借入金」となっており、金利の変動リスク管理は、金融資産及び金融負債について VaR を計算し、定量的な分析をしております。なお、平成 28 年 3 月 31 日現在で、市場リスクも加味した、当行の運用及び調達総体での VaR は 4,249 百万円であります。なお、VaR の算定にあたっては、保有期間 240 日、信頼区間 99%の前提によっております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、資産及び負債の総合的管理を通して資金管理を行い、主に個人預金を中心とした調達により資金繰りの安定化を図っております。流動性リスクの管理状況については、経営委員会及びリスク管理委員会へ定期的に報告する体制をとっております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表には含めておりません。(注 2 参照)

また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	111,194	111,216	22
(2)コールローン	3,370	3,370	-
(3)有価証券(*1)	22,674	22,874	199
満期保有目的の債券	16,077	16,276	199
その他有価証券	6,597	6,597	-
(4)貸出金	364,810		
貸倒引当金(*1)	△3,223		
	361,586	361,592	5
資産計	543,022	543,250	228
(1)預金	481,659	483,141	1,481
(2)借入金	20,183	20,183	-
負債計	501,842	503,324	1,481

(*1) 有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券 146 百万円を含めておりません。

貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

デリバティブ取引については、以下「デリバティブ取引」参照。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

コールローンは、残存期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、

期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(a) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類	平成28年3月末		
		契約額等	うち1年超	時価
店頭	為替予約			
	売建	58,279	—	725
	買建	—	—	—
合計		58,279	—	725

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

(注) 2. 時価の算定 店頭取引については、割引現在価値等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の(3)有価証券には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	4
組合出資金(*2)	142
合計	146

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	103,242	4,300	—	—	—	—
コールローン	3,370	—	—	—	—	—
有価証券(*)						
その他有価証券	—	—	6,069	527	—	—
満期保有目的の債券	3,938	9,072	554	2,512	—	—
貸出金(*)	99,608	66,196	24,988	1,451	2,132	167,570
外国為替	44,196	—	—	—	—	—
合計	257,208	79,579	31,612	4,491	2,132	167,570

(*) 有価証券のうち、満期のないもの146百万円は含めておりません。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない2,862百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金(*)	246,665	136,700	98,292	0	-	-
借入金	14,565	5,617	-	-	-	-
外国為替	1,939	-	-	-	-	-
合計	263,171	142,318	98,292	0	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,512	2,670	157
	その他	11,210	11,253	42
	小計	13,722	13,923	200
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	2,355	2,353	△1
	小計	2,355	2,353	△1
合計		16,077	16,276	199

2. その他有価証券 (平成28年3月31日現在)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	6,513	6,597	83
	その他	-	-	-
	小計	6,513	6,597	83
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計	-	-	-
合計		6,513	6,597	83

(*) 1) 有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券146百万円を含めておりません。

上記「(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (注2)」参照。

3. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,090	15	-

「銀行法施行令等の一部を改正する政令」(平成26年10月22日政令第342号)及び「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年10月22日内閣府令第69号)により、同一人に対する信用の供与等の限度が引き下げられたことに伴い売却したものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	37	百万円
貸倒引当金	993	
賞与引当金	26	
未払事業税	77	
その他	24	
繰延税金資産小計	1,158	
評価性引当額	△1,048	
繰延税金資産合計	110	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11	
繰延税金負債合計	11	
繰延税金資産の純額	99	百万円

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 33.10%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.86%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。
当該税率変更が財務諸表に与える影響は軽微であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1 円 26 銭
1 株当たりの当期純利益金額	0 円 14 銭